

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第65号）
..... 1

議 会 規 則

- 秋田市議会会議規則の一部を改正する規則（第1号）..... 2

農 委 規 則

- 秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則（第2号）..... 2

告 示

- 指定地域密着型サービス事業者の指定について（第288号）
..... 2
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第289号）
..... 2
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第290号）... 3
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第291号）..... 3
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第292号）..... 3
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車の撤去および保管について（第293号）
..... 3
- 市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第294号）..... 4
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第295号）
..... 4
- 建築基準法による道路の指定の廃止について（第297号）... 4
- 建築基準法による道路の指定について（第298号）..... 4
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第299号）... 4
- 指定居宅介護支援事業者の指定について（第300号）..... 4
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第301号）..... 4
- 秋田市議会定例会の招集について（第302号）..... 5
- 行旅死亡人の取扱いについて（第303号）..... 5
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第304号）..... 5
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第305号）..... 5
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更、休止および廃止について（第306号）..... 6

- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第307号）
..... 6

教 委 告 示

- 教育委員会臨時会の招集について（第16号）..... 6
- 教育委員会定例会の招集について（第17号）..... 6

選 管 告 示

- 平成28年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第44号）..... 7

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第11号）..... 7
- 農業委員会総会の案件の追加について（第12号）..... 7

上 下 水 道 局 告 示

- 指定排水設備工事業者の廃止について（第34号）..... 7
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第35号）..... 7
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第36号）..... 7
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第37号）..... 7
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第38号）..... 8
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第39号）..... 8
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第40号）..... 8
- 指定給水装置工事業者の休止について（第41号）..... 8
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第42号）
..... 8

公 告

- 秋田農業振興地域整備計画の変更について..... 8
- 建築基準法による道路の指定について..... 9
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について..... 9
- 許可した開発行為に関する工事の完了について..... 9
- 農用地利用集積計画の策定について..... 9
- 地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について
..... 9
- 地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について
..... 10

規 則

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成28年11月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第65号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「事項を記載した書面を提出させなければ」を「情報の提供を受けなければ」に、「取り消しする」を「取り消す」に改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

議 会 規 則

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月28日

秋田市議会議長 渡 辺 正 宏

秋田市議会規則第1号

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則

秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「付け」を「付」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第70条の見出しを「(電子表決システム等による表決)」に改め、同条第1項中「問題を可とする者を起立させ、起立者」を「電子表決システム（議員が、問題を可とする場合は賛成のボタンを、問題を否とする場合は反対のボタンを押すことによって表決し、その結果を議場内に表示する装置をいう。以下同じ。）により、問題を可とする者」に改め、同条第2項中「、又は」の次に「第1項もしくは前項の」を加え、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 議員は、電子表決システムによる表決においては、賛成のボタン又は反対のボタンを押さなければならない。

3 議長が表決を終了する旨の宣告をした場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない議員は、問題を否としたものとみなす。

4 第1項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第76条中「はかる」を「諮る」に、「起立の方法」を「電子表決システムによる方法」に改める。

第91条中「付け」を「付」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農 委 規 則

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月17日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

秋田市農業委員会規則第2号

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則（平成28年秋田市農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2区域の項を次のように改める。

第2区域	次に掲げる地区 (1) 旭川地区、泉地区、保戸野地区、新藤田地区、手形地区、濁川地区、添川地区、山内地区および仁別地区 (2) 広面地区、榑山地区、柳田地区、東通地区、南通地区、中通地区および千秋地区 (3) 外旭川地区 (4) 太平地区 (5) 下北手地区、横森地区および桜地区 (6) 上北手地区
------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第288号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

平成28年11月7日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 大地	デイサービス真心	潟上市天王字追分西2番地115	平成28年11月1日	地域密着型通所介護

秋田市告示第289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条、第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

平成28年11月7日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
社会福祉法人幸泉会	ショートステイやまゆり(従来型)	秋田市飯島川端一丁目2番5号	平成28年10月31日	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

カインド スタイル 株式会社	茶話本舗デ イサービス いずみ	秋田市泉東 町10番29号	平成28年 10月31日	地域密着 型通所介 護
株式会社 虹の街	やすらぎの 郷ヘルパー ステーショ ン	秋田市泉中 央四丁目2 番8号T・ Kビル1階	平成28年 10月31日	介護予防 訪問介護

秋田市告示第290号

平成28年11月2日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第1項の規定により告示する。

平成28年11月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化章

荻 安 清 祥（藤 田 典 子）

長年にわたり華道の研鑽に努めるとともに後進の指導育成と華道文化の普及振興に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

八 柳 吉 彦

長年にわたり写真文化の普及振興と後進の指導育成に努めるとともに写真を通じた教育活動に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

鎌 田 久 美 子

長年にわたりクラシックバレエの普及振興と後進の育成に努めるとともに文化を通じた国際交流に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

藤 間 静 蘭（加 賀 谷 静 子）

長年にわたり邦舞文化の振興と後進の指導育成に努めるとともに学校教育を通じた伝統文化の継承普及に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市文化功績章

秋田市書道会

長年にわたり書を通じた文化のまちづくりに取り組むとともに先人の顕彰と書道文化の発展に尽力するなど本市文化行政の発展に貢献した。

秋田市告示第291号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年11月9日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関名	医療機関 住 所	開設者名	指定廃止 年 月 日
8	ラベンダー 薬局	秋田市泉南 三丁目17番 31号	株式会社ピー ・アンド・エ ス 代表取締役 大 友 進	平成28年 10月31日

秋田市告示第292号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年11月9日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関名	医療機関 住 所	開設者名	指 定 年 月 日
205	ラベンダー 薬局	秋田市泉南 三丁目18番 11号	株式会社ピー ・アンド・エ ス 代表取締役 大 友 進	平成28年 11月1日

秋田市告示第293号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成28年11月10日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 15台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成28年10月1日から同月26日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成28年11月24日から平成29年5月24日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第294号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年11月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
平成28年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第295号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年11月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成28年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第297号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づき、道路の指定を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定番号
K C 8302-19
- 2 廃止する指定道路の種類
建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 廃止の年月日
平成28年11月15日
- 4 廃止する指定道路の位置
秋田市飯島松根東町27番1の内、27番15の内、27番16の内、27番19の内、27番23の内、27番42の内、27番50の内、27番57の内、27番58の内、27番65の内、27番66の内、27番67の内、27番71の内、27番72の内、27番74の内、27番76の内、27番77の内、27番78の内、27番79の内、27番81の内、27番86の内、27番91の内および27番92の内
- 5 廃止する指定道路の延長および幅員
延長 124.64メートル
幅員 4.00メートル

秋田市告示第298号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基

づく道路の指定を次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定番号
L C 0402-23
- 2 指定する指定道路の種類
建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日
平成28年11月15日
- 4 指定する指定道路の位置
秋田市手形新栄町10番2、12番、13番7、13番8、13番11、13番12、110番4、110番6、110番7、110番8、110番9、110番10、110番11、110番14および211番9
- 5 指定道路の延長および幅員
延長 137.70メートル
幅員 4.00メートル

秋田市告示第299号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成28年11月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市新屋前野町4番16号
氏名 富岡直人
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市茨島四丁目19番54号
- 3 売りさばき所の名称
ファミリーマート秋田茨島四丁目店

秋田市告示第300号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成28年11月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 彩の風	彩の風居宅介護支援事業所	秋田市牛島東三丁目9番7号アルカサル城南101号室	平成28年11月15日	居宅介護支援

秋田市告示第301号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年11月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

秋田市告示第302号

平成28年11月28日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
平成28年11月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第303号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。
平成28年11月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 本籍、住所および氏名
不祥
- 2 年齢および性別
18歳以上 性別不明
- 3 人相、体格、特徴等
人骨（下顎骨）1片
- 4 発見年月日
平成27年4月12日
- 5 発見場所
秋田市下浜字境川地内桂浜海水浴場に設けられている海の家の最南端から南方約300メートル、波打ち際から東方56.3メートルの地点の砂浜
- 6 死亡年月日
不明
- 7 処置
平成28年9月26日、人物特定に必要なDNA型の個人識別などが判明したものの、DNA型記録登録情報に登録しているが身元判明には至っていないことから、平成28年10月20日に人骨を引き取り、同日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。
- 8 連絡先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室
電話 018-888-5661

秋田市告示第304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。
平成28年11月24日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	更新年月日
153	佐野薬局本店	秋田市保戸野通町3番31号	株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野元彦	平成29年1月1日

秋田市告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。
平成28年11月28日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名称	所在地	指定年月日
佐野薬局東通店	秋田市広面字野添54番地	平成28年11月1日
池田薬局土崎店	秋田市土崎港南二丁目3番66号	平成28年10月1日
池田薬局ほのぼの店	秋田市広面字蓮沼87番地1 ツインクリニックビル1階	平成28年10月1日
池田薬局東通り店	秋田市東通一丁目25番19号	平成28年10月1日
池田薬局中通り店	秋田市中通五丁目7番1号	平成28年10月1日
池田薬局通町店	秋田市大町一丁目2番26号	平成28年10月1日
池田薬局山王中園店	秋田市山王中園町10番28号	平成28年10月1日
東通り こどもとアレルギーのクリニック	秋田市広面字野添53番地	平成28年11月1日

2 廃止

名称	所在地	廃止年月日
池田薬局土崎店	秋田市土崎港南二丁目3番66号	平成28年9月30日
池田薬局ほのぼの店	秋田市広面字蓮沼87番地1	平成28年9月30日
池田薬局東通り店	秋田市東通一丁目25番19号	平成28年9月30日
池田薬局中通り店	秋田市中通五丁目7番1号	平成28年9月30日
池田薬局通町店	秋田市大町一丁目2番26号	平成28年9月30日
池田薬局山王中園店	秋田市山王中園町10番28号	平成28年9月30日

秋田市告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年11月28日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Lists various pharmacies and care facilities with their addresses and dates.

2 変更

Table with 4 columns: 名称, 変更事項(所在地・その他), 変更年月日. Lists changes to existing facilities.

3 休止

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 休止年月日. Lists care facilities that have been suspended.

4 廃止

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 廃止年月日. Lists facilities that have been closed.

秋田市告示第307号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年11月30日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
秋田市新屋前野町4番16号
富岡直人
ファミリーマート秋田茨島四丁目店

教 委 告 示

秋田市教委告示第16号

平成28年11月18日午後1時15分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

平成28年11月16日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

付議案件

教育委員会職員の懲戒処分に関する件

秋田市教委告示第17号

平成28年11月24日午後3時30分秋田市役所5階会議室5-Aに教育委員会定例会を招集する。

平成28年11月22日

秋田市教育委員会
委員長 野 口 かおり

付議案件

平成29年度教職員人事異動方針について

選 管 告 示

秋市選管告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成28年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成28年11月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 期間
平成28年12月3日から同月7日まで
- 場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 時間
午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第11号

平成28年11月16日午後1時30分秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成28年11月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 農用地利用集積計画（平成28年度第8号）に関する件
- 非農地証明申請に関する件（1件）
- 秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦および募集に関する要綱を設定する件

秋田市農委告示第12号

平成28年11月16日午後1時30分に招集する秋田市農業委員会総会に、次の案件を追加する。

平成28年11月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

競（公）売等適格証明申請に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第34号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成28年11月4日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社坂本水道工業	坂本 節 男	仙北郡美郷町金沢字長岡森155番地3

2 廃止年月日

平成28年10月31日

秋田市上下水道局告示第35号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成28年11月4日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社日浄工業	小田 幸 弘	秋田市濁川字菅場1番地5

2 廃止年月日

平成28年10月31日

秋田市上下水道局告示第36号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成28年11月4日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社猿田設備	猿田 文 男	南秋田郡五城目町上樋口字下川原1番地の9

2 廃止年月日

平成28年10月30日

秋田市上下水道局告示第37号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を

受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成28年11月4日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
流照工業	堀 川 千 三	秋田市仁井田栄町12番23号

2 廃止年月日

平成28年10月31日

秋田市上下水道局告示第38号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成28年11月4日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
吉美	佐々木 吉 美	秋田市御所野元町五丁目12番4号

2 廃止年月日

平成28年10月31日

秋田市上下水道局告示第39号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成28年11月15日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
佐藤設備	佐 藤 久 和	秋田市河辺松測字街道北16番地1

2 廃止年月日

平成27年2月23日

秋田市上下水道局告示第40号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成28年11月15日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
佐藤設備	佐 藤 久 和	秋田市河辺松測字街道北16番地1

2 廃止年月日

平成27年2月23日

秋田市上下水道局告示第41号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の休止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成28年11月18日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事業者の休止

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社新栄建設	宇佐美 豊	秋田市下新城小友字中坪72番地

2 休止年月日

平成28年10月17日

秋田市上下水道局告示第42号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

平成28年11月29日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 供用および下水の処理を開始すべき年月日

平成28年12月14日

2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域

別紙（省略）のとおり

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置および名称

別紙（省略）のとおり

6 縦覧場所の住所

秋田市川尻みよし町14番8号

7 縦覧の期間

平成28年11月30日から同年12月13日まで（土曜日および日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

公 告

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の秋田農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成28年11月4日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成28年11月14日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田市保戸野原の町8番27号

株式会社財産コンサルティング

代表取締役 納 谷 崇

2 道路位置指定箇所

秋田市土崎港東四丁目31番111

3 道路幅員

5.01メートル

4 道路延長

33.57メートル

5 指定年月日および番号

平成28年11月14日 第5号

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成28年11月21日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 中 野 武 夫
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオン秋田中央店
所在地 秋田市榎山川口境62番7 外7筆
- (3) 変更しようとする事項
駐車場の位置及び収容台数
変更前 1,403台
変更後 1,100台
- (4) 変更年月日
平成29年7月16日
- (5) 変更理由
現在、日常的に使用されていない駐車スペース等があり、

事実上の遊休スペースとなっており、施設管理の効率化、防犯・安全対策、敷地有効活用策を考慮するとともにまた実態に応じた収容台数に変更することで維持管理費の配分を適正化し、お客さまサービスの充実を図るため

2 届出年月日

平成28年11月15日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成28年11月21日から平成29年3月21日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成28年10月20日付け秋田市指令第4401号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成28年11月22日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役 阿部 俊則

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市八橋三和町163番1、164番1および165番1

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成28年度第8号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

平成28年11月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区
秋田市雄和平尾鳥字中谷地の一部
- 2 地図および簿冊の名称
地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間
平成28年12月2日から同月21日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 閲覧時間
午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所
河辺市民サービスセンター 2階大会議室
- 6 誤り等訂正の申出
閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して、誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図は、平成27年12月測量、簿冊は平成28年9月28日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

平成28年11月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区
秋田市河辺神内字一本柳の一部および同字奈部羅沢の一部
- 2 地図および簿冊の名称
地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間
平成28年12月2日から同月21日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 閲覧時間
午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所
河辺市民サービスセンター 2階大会議室
- 6 誤り等訂正の申出
閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して、誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図は、平成27年11月測量、簿冊は平成28年10月5日現在の状況により調査して作成されたものである。